

利用の手順

利用の登録

公民館を利用しようとする団体は、登録が必要です。

なお、登録団体と利用目的の可否については、以下の「新潟市公民館の貸館の可否に関する基準」があります。

利用の予約

インターネット、公民館の窓口、電話（別途利用申請書の提出が必要）で申し込みできます。



(1) 提出書類

- ①「新潟市公民館利用者登録申請書」
 - ② 会員名簿 ③ 予算書または決算書 ④ 会則
- 手続きは窓口で行ってください。様式はホームページからダウンロードも可能です。(②～④は任意様式可)

(2) 登録の有効期限

毎年度3月末日です。登録は年度ごとに更新手続きが必要です。

(3) 定期利用団体登録について (定期利用制度のある公民館のみ)

月2コマを限度とし1年間分を予約し利用できる制度です。定期利用説明会(10月～11月)に参加する必要があります。

申し込み期間

利用者登録をした館	その他の館
3か月前の15日午前9時から 25日の午後5時まで(抽選予約)	予約不可
2か月前の1日午前9時から 利用日3日前の午後5時まで(先着予約)	

※例 8月の抽選予約：5月15日午前9時から
5月25日午後5時まで
8月の先着予約：6月1日午前9時から
利用日3日前の午後5時まで

※次のような場合は、利用を中止または変更していただくことがあります。
①市の行事や公民館の主催事業等で利用する場合
②公民館の管理上必要とする場合

新潟市公民館の貸館の可否に関する基準

平成20年4月1日制定
平成28年4月1日改正

新潟市の公民館は、社会教育法の規定を遵守し、公民館を適切に市民の利用に供するために、下記の基準を定める。

1 利用対象について

公民館を利用することができる対象は、下記の要件を満たす団体とする。個人での利用はできない。

- (1) 誰でも入会することができる自主的運営団体であり、会員の過半数が新潟市在住または在勤、在学中、5人以上で構成する団体であること。
 - (2) 原則として規約または会則等を有すること。
- ただし、公民館利用にふさわしいと公民館長が判断した場合は、この限りでない。

2 利用目的による可否について

公民館の設置目的により下記の利用を目的とする場合は、公民館を利用することはできない。

- (1) もっぱら営利を目的とする場合
- (2) 宗教活動(布教活動等)を目的とする場合
- (3) 政治活動(特定政党や個人への投票の呼びかけ、特定政党への勧誘等)を目的とする場合
- (4) その他公民館の活動として、相応しくない目的であると公民館長が判断した場合。

ただし、企業などの営利団体、宗教団体、政党などの政治団体についても、その利用目的が上記(1)～(4)に該当しない旨確認できた場合は、公民館長が利用を許可することができる。

3 利用可能な時間の範囲について

1団体が1か月に利用できる時間は、公民館が定める利用時間区分(公民館条例別表の適用に関する通則の利用時間区分)の数は16までとする。

新潟市公民館



新潟市公民館のシンボルマーク

新潟市が運営する
学ぶ・集まる・交流する
ための施設です。

市内に44館あります。
部屋や印刷機などを
お貸しします。
(利用団体登録をしてください)

家庭教育・まちづくりなど
多くの講座を
開催しています。
(年間約800講座)

運動や音楽、学習会など
サークル活動に
利用できます。
(約4,000団体が活動しています)

大人でも子どもでも
一人でも過ごせる
スペースがあります。



新潟市中央公民館

〒951-8055 新潟市中央区礎町通3ノ町2086 TEL 025-224-2088



巻地区公民館(巻文化会館)
☎0256-72-3329
西蒲区巻甲635



坂井輪地区公民館
☎025-269-2043
西区寺尾上3丁目1-1



小針青山公民館(西新潟市市民会館)
☎025-230-1071
西区小針2丁目24-1



西川地区公民館(西川学習館)
☎0256-88-2334
西蒲区曾根1951



西区公民館
☎025-261-0031
西区内野町603



黒埼地区公民館(黒埼市民会館)
☎025-377-1420
西区魚原909-1



岩室地区公民館
☎0256-72-8844
西蒲区西中860



潟東地区公民館(潟東ゆう学館)
☎0256-86-2311
西蒲区三方10



中ノ口地区公民館
☎025-375-5008
西蒲区中ノ口310



西蒲区

●巻ふるさと会館
●巻やすらぎ会館
●西蒲区役所
●巻地区公民館
●峰岡公民館
●間瀬公民館
●岩室地区公民館

北陸自動車道

●赤塚公民館
●佐潟
●上堰潟
●西川地区公民館
●巻東
●湯山公民館
●中ノ口地区公民館

南区

●黒埼南部公民館
●黒埼スマート
●中野小屋公民館
●黒埼スマート
●味方公民館
●味方地区公民館
●南地区役所
●西白根公民館
●白根地区公民館
●月潟地区公民館
●上越新幹線

江南区

●小針青山公民館
●黒埼北部公民館
●坂井輪地区公民館
●黒埼地区公民館
●曾野木地区公民館
●高川公民館
●鳥屋野地区公民館
●石山地区公民館
●新津地区公民館
●秋葉区役所

秋葉区

●小須戸まちづくりセンター(小須戸地区公民館)
●新津地区公民館(新津地域学園)

●白根地区公民館(白根学習館)
☎025-372-5533
南区田中383
●小須戸まちづくりセンター(小須戸地区公民館)
☎0250-25-5715
秋葉区小須戸120-1

新潟市公民館マップ

市内には中央公民館と24の地区公民館(写真)および19の分館があります

中央区

●中央区役所 中央公民館
●新潟市役所
●関屋地区公民館
●新潟中央IC

東区

●東区役所
●東地区公民館
●木戸公民館
●新潟東スマート

北区

●北地区公民館
●北地区公民館
●北地区公民館
●北地区公民館

豊栄地区公民館
☎025-387-2014
北区東栄町1丁目1-15



北地区公民館
☎025-387-1761
北区松浜1丁目7-1



中地区公民館(山の下まちづくりセンター)
☎025-250-2910
東区古川町4-12



石山地区公民館(石山地区センター)
☎025-250-2930
東区石山1丁目1-12



中央公民館・生涯学習センター(クロスパルにいがた)
☎025-224-2088
中央区礎町通3/町2086



魚屋野地区公民館(南地区センター)
☎025-285-2371
中央区新和3丁目3-1



東地区公民館(東地区総合庁舎)
☎025-241-4119
中央区蒲原町7-1



関屋地区公民館
☎025-266-4939
中央区関屋昭和町3丁目148-1



亀田地区公民館(江南区文化会館)
☎025-382-3703
江南区茅野山3丁目1-14



曾野木地区公民館
☎025-280-6810
江南区天野2丁目7-2



横越地区公民館
☎025-385-2043
江南区いぶき野1丁目1-2



新津地区公民館(新津地域学園)
☎0250-22-9666
秋葉区新津東町2丁目5-6



白根地区公民館(白根学習館)
☎025-372-5533
南区田中383



小須戸まちづくりセンター(小須戸地区公民館)
☎0250-25-5715
秋葉区小須戸120-1